

たんぽぽ保育園運営規程

制定日：平成 30 年 3 月 31 日

(施設の名称等)

第1条 社会福祉法人高山たんぽぽ福祉会が設置する保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)名称 たんぽぽ保育園

(2)所在地 岐阜県高山市岡本町 2 丁目 75 番地 1

(施設の目的)

第2条 本園は、保育を必要とする乳幼児を受け入れ、児童福祉法に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳幼児の保育事業を行う事を目的とする。

(運営の方針)

第3条 本園は、良質な水準かつ適切な内容の保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。

2 本園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。

3 本園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 本園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(提供する特定教育・保育の内容)

第4条 本園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 本園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1)施設長(園長) 1 人

施設長は、保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取組むとともに、職員の管

理及び業務の管理を一元的に行う。

(2)主任保育士 1人

主任保育士は、施設長を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者からの育儿相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

(3)保育士 18人(常勤17人、非常勤1人)

保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(4)保育補助者 1人(常勤1人)

保育補助者は、保育士の職務を助ける。

(5)調理員 2人(常勤1人、非常勤1人)

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(6)栄養士 1人(常勤1人、)

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。

(8)事務職員 1人(非常勤1人)

事務職員は、当園の事務を行う。

(特定教育・保育を行う日)

第6条 本園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 本園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1)国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2)年始休日(1月2日及び1月3日)

(3)年末休日(12月30日午後から12月31日)

3 本園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

4 本園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

5 日祝日保育実施については別途定める。

(保育の提供を行う時間等)

第7条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)は、午前7時00分から午後6時00分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。
- (2) 保育短時間認定に係る保育時間(8時間)は、午前8時00分から午後4時00分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。
- 2 本園の開所時間は、午前7時00分から午後7時00分とする。
- 3 本園は、利用子どもが、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)及び保育短時間認定に係る保育時間(8時間)の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとする。

(利用者負担その他の費用等)

- 第8条 利用子どもの保護者は、保護者の居住する市町村が定める利用者負担をその居住する市町村に支払うものとする。
- 2 第1項に定める他、本園の保育の提供における便宜に要する費用については、別表1に定める通り、保護者より実費の負担を受けるものとする。

(利用定員)

- 第9条 利用定員は、次のとおりとする。

学年	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
2号	—	—	—	15人	15人	15人	45人
3号	10人	12人	13人	—	—	—	35人
合計	10人	12人	13人	15人	15人	15人	80人

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

- 第10条 本園は、市が行った利用調整により本園の利用が決定されたときかつ保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。
- 2 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認する。
- 3 本園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。
- (1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

- (2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。
- (3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 本園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第12条 本園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第13条 本園は、園児に対する虐待を防止するため次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 本園は、保育を行う中で本園の職員又は保護者による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、速やかに子ども相談センター等適切な関係機関に通告する。

(秘密保持)

第14条 本園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 本園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第15条 本園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
- 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。
- 4 本園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

(記録の整備)

第16条 本園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 苦情の内容等の記録
- (4) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

別表1（特定教育、保育の提供に要する実費に係る利用者負担）

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
2号認定にかかる園児の給食費	主食費+副食費 ＊但し、年収360万円未満相当の世帯及び高山市が認定する第3子以降の園児の副食費は免除。	(月額) 主食費 800円 副食費 4,500円 ＊健康上その他やむを得ない理由により月の全日給食の提供を受けなかった場合は徴収しない。
教材費	個人使用の教材	実費
絵本代	年齢にあつた絵本を選定し 毎月配布	実費
交通費	遠足のバス代、タクシーデなど	実費
写真代	行事の写真等	実費
保護者会費	保護者会活動費用	月額 500円 (保護者会費 350円、文庫費 150円)
その他臨時徴収	りんご狩り、観劇料など、臨時に必要な費用	実費

【たんぽぽ保育園休日保育実施利用規定】

制定日 平成 29 年 4 月 1 日

- ・ 対象となる園児 : 満 1 歳以上から年長児まで
- ・ 定員 : 5 名～8 名程度（その時の園児の年齢等による）
- ・ 実施日 : 日曜日、祝日。
ただし、年末年始（12/30 日の午後から 1/3 日）と
保育園の行事がある日祝日は除きます。
(運動会、発表会、卒園式、園庭整備の日、バザー等)
- ・ 利用時間 : 午前 8 時～午後 6 時 30 分
(その時の利用者の状況により若干の変更がある)
- ・ 利用申込方法 : 年間を通して休日が仕事の人は「休日保育利用登録申請書」を提出
: 利用月の前月 20 日までに「休日保育利用申請書」を提出
- ・ 利用料金 : 無料
ただし、週のうちのどこかで休んで、こどもと過ごす時間を保障すること。